定　　款

秋田県農業共済組合

秋田県農業共済組合定款

目　　次

第１章　総則（第１条～第８条）…………………………………… １
第２章　組織
　第１節　組合員（第９条～第15条）……………………………… ２
　第２節　総代会又は総会（第16条～第34条）…………………… ４
　第３節　役員及び職員（第35条～第51条）……………………… ７
第３章　財務（第52条～第61条）…………………………………… 10
附　則　……………………………………………………………… 12
【定款附属書】
秋田県農業共済組合総代選挙規程…………………………………… 14
秋田県農業共済組合役員選任規程…………………………………… 24

第１章　　総　　則

（目的）

第１条　この組合は、災害その他の不慮の事故によって組合員が受けることのある損失を補塡してその農業経営の安定を図るため、農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）に基づき農業共済事業を行うことを目的とする。

（名称）

第２条　この組合は、秋田県農業共済組合という。

（区域）

第３条　この組合の区域は、大潟村を除く秋田県の区域とする。

（事務所の所在地）

第４条　この組合の本所、支所及び立寄所を次のところに置く。

（１）本所

秋田県秋田市中通三丁目４番 50 号

（２）支所

ア	北鹿支所	秋田県鹿角市花輪字囲田 66 番地
イ	北秋田山本支所	秋田県能代市字中川原 33 番地 43
ウ	中央支所	秋田県秋田市山王沼田町１番 14 号
エ	由利支所	秋田県由利本荘市尾崎 17 番地
オ	仙北支所	秋田県大仙市花館字西石田 38 番地
カ	横手市支所	秋田県横手市条里三丁目１番７号
キ	雄勝支所	秋田県湯沢市杉沢字森道下 225 番地 4

（３）立寄所

ア	大館市立寄所	秋田県大館市根下戸新町 11 番 21 号
イ	北秋田市立寄所	秋田県北秋田市脇神字高村岱 94 番地 1
ウ	男鹿市立寄所	秋田県男鹿市角間崎字家ノ下 462 番地

（事業）

第５条　この組合は、次に掲げる種類の事業を行うものとする。

（１）農作物共済

（２）家畜共済

（３）果樹共済

（４）畑作物共済

（５）園芸施設共済

（６）任意共済（建物共済、農機具共済及び保管中農産物補償共済に限る。）

２　この組合は、法第188条第１項の規定による全国農業共済組合連合会（以下「全国連合会」という。）からの農業経営収入保険事業に係る業務の委託を受け、当該業務を行うものとする。

（事業年度）

第６条　この組合の事業年度は、４月１日から翌年３月31日までとする。

（公告の方法）

第７条　この組合の公告は、この組合の事務所の掲示板に掲示してこれをする。

２　前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知し又は秋田魁新報に掲載するものとする。

（残余財産の帰属）

第８条　この組合が解散（合併及び破産による解散を除く。）した場合における残余財産の帰属先は、解散時までに、法第３条の農業共済団体又は国のうちから、総会の議決を経て指定するものとする。

第２章　　組　　織

第１節　組　合　員

（組合員の資格）

第９条　この組合の組合員たる資格を有する者は、次のいずれかに該当する者で、この組合の区域内に住所を有するもの（農業共済資格団体（法第20条第２項の農業共済資格団体をいう。以下同じ。）にあっては、その構成員の全てがこの組合の区域内に住所を有するもの）とする。

（１）水稲、陸稲又は麦につき耕作の業務を営む者（水稲、陸稲及び麦の耕作面積の合計が 10 アール以上である者に限る。）

（２）牛、馬又は豚につき養畜の業務を営む者

（３）果樹共済について事業規程に定める共済目的の果樹につき栽培の業務を営む者（当該果樹の収穫共済又は樹体共済の類区分（農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）第１条第２項第１号に規定する類区分をいう。以下同じ。）ごとの栽培面積のいずれかが５アール以上である者に限る。）

（４）畑作物共済について事業規程に定める共済目的の農作物につき栽培の業務を営む者（当該農作物の畑作物共済の類区分ごとの栽培面積のいずれかが５アール以上である者に限る。）

（５）園芸施設共済について事業規程に定める共済目的の特定園芸施設を所有し又は管理する者で農業を営むもの（当該特定園芸施設の設置面積（屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られている特定園芸施設の設置面積にあっては、その設置面積に２を乗じて得た面積。以下同じ。）の合計が0.5アール以上である者に限る。）

（６）建物又は農機具を所有する者で農業に従事するもの

（加入）

第10条　前条の規定により組合員たる資格を有する者は、申込みにより、この組合に加入することができる。ただし、この組合が正当な理由によりその加入を拒んだときは、この限りでない。

２　前項の加入の申込みは、申込書を提出してしなければならない。

３　第１項の規定により、この組合に加入の申込みをした者は、この組合がその者の申込みに対して承諾をした日の翌日からこの組合の組合員となる。

（新規開田地等についての特例）

第11条　昭和47年４月１日以後にその造成が完了した耕地又はその日において現に耕地である土地であって、その日前３年間において水稲の耕作が行われたことのないもの（以下「新規開田地等」という。）において行う水稲の耕作は、第９条第１号の規定の適用については、

その耕作を行う者の水稲の耕作の業務に含まれないものとする。ただし、秋田県知事が、その者が当該耕地を水稲の耕作の目的に供することにつき次に掲げる事由が存するものと認めて指定した新規開田地等において行う水稲の耕作については、この限りでない。

（１）水稲の耕作の目的に供するため国の助成を受けて造成された新規開田地等（昭和 44 年 3 月 31 日以前にその造成が完了したものを除く。）において水稲の耕作を行うこととなったこと。

（２）米穀の生産の転換又は休止を図るための国の施策が実施されたため水稲の耕作を行わなかったことにより法附則第２条第１項第２号の耕地に該当することとなった耕地において水稲の耕作を行うこととなったこと。

（３）水稲の耕作を行う耕地（新規開田地等を除く。次号において同じ。）が土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第３条に規定する事業の用に供されることとなった場合において、当該耕地に代えて新規開田地等において水稲の耕作を行うこととなったこと。

（４）水稲の耕作を行う耕地が耕土の流出、土砂の流入、埋没等の災害により被害を受けたことその他のやむを得ない事由により耕地を水稲の耕作の目的に供さないこととなった場合において、当該耕地に代えて新規開田地等において水稲の耕作を行うこととなったこと。

（５）その他前各号に掲げる事由に準ずると認められること。

（組合員の議決権及び選挙権）

第12条　組合員は、各１個の議決権及び総代の選挙権を有する。

（組合員名簿）

第13条　この組合に、次に掲げる事項を記載した組合員名簿を備える。

（１）組合員の氏名又は名称（組合員たる法人及び農業共済資格団体の代表権を有する者の氏名を含む。）及び住所（農業共済資格団体にあっては、その代表権を有する者の住所。以下同じ。）並びに次条第１項の規定による通知があったときはその場所

（２）加入の年月日

（３）共済目的の種類（家畜共済にあっては法第 144 条第１項に規定する共済目的の種類を、園芸施設共済にあっては共済目的をいう。以下同じ。）

（組合員に対する通知又は催告）

第14条　この組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所を通知したときは、その場所に宛ててするものとする。

２　前項の通知又は催告は、通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

（脱退）

第15条　組合員は、次に掲げる事由によって脱退する。

（１）組合員たる資格の喪失

（２）死亡又は解散

２　組合員は、前項各号に掲げる事由によるほか、共済関係の全部の消滅（この組合が解散した場合を除く。）によって脱退する。ただし、第１号に掲げる組合員にあっては法第105条第５項の規定による解散後の清算の結了まで、第２号に掲げる組合員にあっては同号の農作物共済、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済の共済関係の成立の日から起算して１年を経過する日までは、脱退をしないものとする。

（１） 法第105条第２項の規定による家畜共済､園芸施設共済又は任意共済の共済関係の消滅により共済関係の全部が消滅することとなる組合員
（２）農作物共済、果樹共済､畑作物共済又は園芸施設共済の共済関係の消滅（法第105条第２項の規定による園芸施設共済の共済関係の消滅を除く。）により共済関係の全部が消滅することとなる組合員
３　前２項の規定にかかわらず､全国連合会と農業経営収入保険の保険関係が存する組合員は、脱退の申出をしないときは、当該保険関係が存する間、脱退をしないものとする。
４　組合員でこの組合との間に共済関係の存しないもの（第２項第１号の規定により脱退をしないものとされた組合員及びこの組合の解散後その清算の結了に至るまでの組合員を除く。）は、申出により脱退をすることができる。

第２節　総代会又は総会

（総代会の設置）
第16条　この組合に、総代会を設ける。
２　総代会は、総会に代わるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
（１）総代の選挙
（２）解散の議決
（３）総代会が役員を総会において選任する旨の議決を行った場合における当該選任
（４）その他総代会が総会において議決することを適当と認めた場合
（総代の選挙）
第17条　総代の定数は、207人とし、附属書総代選挙規程で定めるところにより、組合員が総会又は総会外において組合員のうちから選挙するものとする。
２　総代は、各１個の議決権を有する。
３　総代には、第41条から第43条までの規定を準用する。この場合において、第42条中「役員選任規程第５条」とあるのは、「総代選挙規程第１条」と読み替えるものとする。
（理事の総代会の招集）
第18条　理事は、毎事業年度１回５月又は６月に、通常総代会を招集する。
２　理事は、次の各号に掲げる場合には、総代会を招集する。
（１）理事会が必要と認めたとき。
（２）総代が、総代総数の５分の１以上の同意をもって、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総代会の招集を請求したとき。
（３）組合員が第43条第１項の規定により役員の改選を請求したとき。
３　理事は、前項第２号の請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。
（監事の総代会の招集）
第19条　次の各号に掲げる場合には、監事が総代会を招集する。
（１） 理事の職務を行う者がないとき、又は前条第２項第２号若しくは第３号の請求があった場合において理事が正当な理由がないのに総代会の招集の手続をしないとき。
（２）監事が、財産の状況又は業務の執行について不正の点があることを発見した場合において、これを総代会に報告するため必要と認めたとき。

（総代会の議決事項）

第20条　次に掲げる事項は、総代会の議決を経なければならない。ただし、これらの事項につき第16条第２項第４号の規定により総代会が総会において議決することを適当と認めた場合は、この限りでない。

（１）定款の変更

（２）事業規程の変更

（３）毎事業年度の事業計画の設定及び変更

（４）事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案

（５）借入金（一時借入金及び退職給与金施設転貸福祉貸付借入金を除く。）の方法、利率及び償還方法

（６）合併

（７）全国連合会への共済事業の譲渡

（７の２）任意共済によって負う共済責任の全国連合会等への出再の方法

（７の３）農漁業保険審査会の審査の申立て

（８）役員の報酬

（９）清算人の選任

（10）解散による財産処分の方法又は決算報告書の承認

（総代会招集の通知）

第21条　総代会の招集は、その会日から10日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を総代に通知して行うものとする。

（議決事項の制限）

第22条　総代会では、前条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、法令又はこの定款の規定により特別議決を要する事項を除き、緊急を要する事項及び軽微な事項については、この限りでない。

（定足数）

第23条　総代会は、総代の半数以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。

２　前項に規定する総代の出席がないときは、理事又は監事は、20日以内に更に総代会を招集しなければならない。この場合には、前項の規定にかかわらず、議事を開き議決することができる。ただし、第26条に規定する議決についてはこの限りでない。

（議長）

第24条　議長は、総代会において総代会に出席した総代の中から総代がこれを選任する。

２　議長は、総代として総代会の議決に加わる権利を有しない。

（普通議決）

第25条　総代会の議事は、出席した総代の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（特別議決）

第26条　第20条第１号、第６号及び第７号に掲げる事項に係る議決は、前条の規定にかかわらず、その議決権の３分の２以上の多数によるものとする。

（続行又は延期）

第27条　総代会の会日は､総代会の議決によりこれを続行し、又は延期することができる。

２　前項の規定により続行され、又は延期された総代会には、第21条の規定を適用しない。

（総代会における書面又は代理人による議決権の行使）

第28条　総代は、総代会において第21条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。

２　前項の規定により議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

３　第１項の規定により書面をもって議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面にそれぞれ賛否を記入してこれに署名又は記名押印のうえ、総代会の会日の前日までにこの組合に提出してしなければならない。

４　代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

（議決権を行使できない場合）

第29条　総代は、総代会においてこの組合と当該総代との関係について議決を行う場合においては、当該議決については議決権を有しない。

（議事録の作成）

第30条　総代会においては、会議の議事録を作り、次に掲げる事項を記載し、これに議長及び議長の指名した出席者２名以上が署名又は記名押印するものとする。

（１）開会の日時及び場所

（２）総代及びその議決権の総数並びに出席した総代及びその議決権の総数

（３）議事の要領

（４）議決した事項及び賛否の数

（総会の招集）

第31条　理事は、第16条第２項各号に掲げる場合には、総会を招集する。

２　総会には、第18条第２項及び第３項、第19条並びに第21条から前条までの規定を準用する。この場合において、第26条中「第20条第１号、第６号及び第７号」とあるのは「第16条第２項第４号の規定により総会に付議されることとなった場合における第20条第１号、第６号及び第７号」と読み替えるものとする。

（書類の備置き及び閲覧）

第32条　理事は、定款、事業規程、総代会及び総会の議事録、組合員名簿並びに総代名簿を事務所に備えて置かなければならない。

２　組合員及び債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

第33条　理事は、通常総代会の会日から１週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案を監事に提出し、かつ、これらを事務所に備えて置かなければならない。

２　組合員及び債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

３　第１項に掲げる書類を通常総代会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。

４　前項の監事の意見書は、これを記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記録したものとす

る。）の添付をもって、監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、監事の意見書を添付したものと見なす。

（総代会・総会議事運営規則）

第34条　法令又はこの定款に定めるもののほか、総代会又は総会の議事の運営に関し必要な事項は、総代会・総会議事運営規則で定める。

２　前項の総代会・総会議事運営規則は、総代会又は総会において定める。

第３節　役員及び職員

（役員の定数）

第35条　この組合に、次の役員を置く。

（１）理事　23 人

（２）監事　４人

２　前項第１号の理事の定数のうち少なくとも 18 人は、組合員（法人及び農業共済資格団体たる組合員を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員及び組合員たる農業共済資格団体の代表者を含む。）でなければならない。

（役員の選任）

第36条　役員は、総代が総代会において選任する。

２　総代会が役員を総会において選任する旨の議決を行ったときは、前項の規定にかかわらず、総会において役員の選任を行うものとする。

３　この定款に定めるもののほか、役員の選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

（組合長及び副組合長）

第37条　理事は、組合長１人及び副組合長３人を互選するものとする。

２　組合長は、この組合を代表し、その業務を総理する。

３　副組合長は、組合長を補佐してこの組合の業務を掌理する。

４　組合長に事故があるとき又は欠けたときは、副組合長が予め定めた順位によりその職務を代理し、又はその職務を行い、組合長及び副組合長に事故があるとき又は欠けたときは、理事の互選によりその職務を代理する者又はその職務を行う者１人を定める。

（理事会）

第38条　この組合の事業の運営について、次に掲げる事項は、理事会においてこれを決定する。

（１）業務を執行するための方針に関する事項

（２）総代会又は総会の招集及びこれに付議すべき事項の決定

（３）役員の選任に関する事項

（４）固定資産の取得又は処分に関する事項

（５）参事その他の職員の任免に関する基本的事項

（６）余裕金の運用に関する事項

（７）前各号に掲げる事項のほか、理事会において必要と認めた事項（第 16 条第２項又は第 20 条の規定により総会又は総代会に付議すべき事項を除く。）

第39条　理事会は、組合長が招集する。

２　理事会の議事は、理事の過半数でこれを決する。

3　理事会の議長は、組合長とする。
4　前３項に規定するもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会運営規則で定める。
5　前項の理事会運営規則は、理事会において定める。
（監事の職務）
第40条　監事は、次の職務を行う。
（１）この組合の財産の状況を監査すること。
（２）理事の業務執行の状況を監査すること。
（３）財産の状況又は業務の執行につき不正の点があることを発見したときは、総代会及び秋田県知事に報告すること。
（４）前号の報告をするため必要があるときは、総代会を招集すること。
2　監事は、少なくとも毎事業年度２回、前項第１号及び第２号の監査を行い、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。
3　前２項に規定するもののほか、監査について必要な事項は、監事監査規則で定める。
4　前項の監事監査規則は、監事が定め、総代会の承認を受けるものとする。
（役員の任期）
第41条　役員の任期は、３年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
2　定数の補充又は第43条第１項の規定による改選により就任した役員の任期は、前項の規定にかかわらず、退任した役員の残任期間とする。ただし、全員の改選により就任した役員の任期については、３年とし、就任の日から起算する。
3　役員の数が、その定数を欠くに至った場合においては、任期の満了又は辞任によって退任した役員は、後任の役員が就任するまで、なおその職務を行う。
第42条　役員は、その任期満了前に、附属書役員選任規程第５条第２号から第４号までに掲げる者となったときは、退任する。
（役員の改選）
第43条　役員は、総組合員の５分の１以上の請求により、任期中でも総代会においてこれを改選することができる。
2　前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれをしなければならない。ただし、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は事業規程の違反を理由とする改選の請求は、この限りでない。
3　第１項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面をこの組合に提出してしなければならない。
4　前項の規定による書面の提出があったときは、この組合は、総代会の会日から７日前までに、役員に対し、その書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えるものとする。
（役員の義務及び責任）
第44条　役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、事業規程及び総代会又は総会の議決を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
2　役員がその任務を怠ったときは、その役員は、この組合に対して連帯して損害賠償の責任を負う。

3　役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責任を負う。重要な事項につき、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案若しくは不足金処理案に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。

（役員の兼職禁止）

第45条　理事は、監事又は職員と、監事は、理事又は職員と兼ねてはならない。

（監事の代表権）

第46条　この組合が理事と契約をするときは、監事がこの組合を代表する。この組合と理事との訴訟についても、また同様とする。

（役員の報酬）

第47条　役員には報酬を支給する。

（参事その他の職員）

第48条　この組合に参事その他の職員を置く。

2　参事の選任及び解任は、理事の過半数によって決する。

3　職員（参事を除く。）の任免は、組合長が理事会の承認を得て行う。

4　参事は、理事会の決定により、この組合の事業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を理事に代わって行う権限を有する。

5　職員は、参事の指揮を受けて、この組合の事務に従事する。

（参事の解任請求）

第49条　組合員は、総組合員の10分の１以上の同意を得て、理事に対し、参事の解任を請求することができる。

2　前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3　前項の規定による書面の提出があったときは、理事は、当該参事の解任の可否を決するものとする。

4　理事は、前項の可否を決する日の７日前までに当該参事に対して第２項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えるものとする。

（職員の給与及び退職給与金）

第50条　職員に対する給与は、職員給与規則の定めるところによる。

2　職員が退職するときは、この組合は、職員退職給与規則の定めるところにより、これらの者に対し、退職給与金を支給する。

3　この組合は、前項の退職給与金に充てるため、同項の職員退職給与規則の定めるところにより、毎事業年度退職給付引当金を積み立てるものとする。

4　第１項の職員給与規則及び第２項の職員退職給与規則は、組合長が理事会の承認を経て定め、更に総代会の承認を受けるものとする。ただし、公務員の給与改訂に伴い、これに準じて行う職員給与規則の改正については、総代会の承認を受けることを要しない。

（顧問）

第51条　この組合に顧問を置く。

2　顧問は学識経験を有する者のうちから組合長が理事会の承認を得て委嘱する。

3　顧問には、総代会の議決により報酬を支給する。

第３章　　財　　務

（勘定区分）

第52条　この組合の会計は、次の勘定に区分して経理する。

（１）農作物共済に関する勘定

（２）家畜共済に関する勘定

（３）果樹共済に関する勘定

（４）畑作物共済に関する勘定

（５）園芸施設共済に関する勘定

（６）任意共済に関する勘定

（７）家畜診療所に関する勘定

（８）業務の執行に要する経費に関する勘定

（支払備金の積立て）

第53条　この組合は、毎事業年度の終わりにおいて、支払備金として、次に掲げる金額の合計金額から政府及び全国連合会その他出再先から受けるべき保険金及び再保険金並びに保険料及び再保険料の返還金の合計金額を差し引いて得た金額を積み立てるものとする。

（１）共済金の支払又は共済掛金の返還をすべき場合であって、まだその金額が確定していないものがあるときは、これらの金額の見込額

（２）共済金の支払又は共済掛金の返還に関して訴訟係属中のものがあるときは、これらの金額

（責任準備金の積立て）

第54条　この組合は、毎事業年度の終わりにおいて、責任準備金として、共済責任期間（家畜共済にあっては、共済掛金期間。以下この条において同じ。）が翌事業年度にわたる共済関係について、それぞれ次に掲げる金額を積み立てるものとする。

（１）農作物共済、果樹共済又は畑作物共済については、当該事業年度の共済掛金の合計金額から政府に支払う保険料の額及び共済金の仮渡額（政府から保険金の概算払を受けた場合にあっては、当該仮渡額から保険金の概算払の額を差し引いて得た金額）の合計金額を差し引いて得た金額

（２）家畜共済又は園芸施設共済については、当該事業年度の共済掛金の合計金額から政府に支払う保険料の額を差し引いて得た金額のうち、まだ経過しない共済責任期間に対する金額

（３）任意共済については、当該事業年度の共済掛金の合計金額（当該共済掛金の合計金額から全国連合会その他出再先の再保険に係る支払再保険料に充てられた額を除く。）のうち、まだ経過しない共済責任期間に対する金額

２　前項第２号のまだ経過しない共済責任期間に対する金額は、当該共済責任期間がその始期の属する月の翌月の初日から始まったものとみなして月割でこれを計算する。

３　第１項第３号の金額は、当該共済責任期間がその始期の属する月の16日から始まったものとみなして、共済責任期間中の予定利息を加味して計算する。

（不足金塡補準備金の積立て）

第55条　この組合は、不足金塡補準備金として、第52条第１号から第６号までに掲げる勘定ごとに、当該勘定に係る毎事業年度の剰余金の額の２分の1に相当する金額を積み立てるものとする。

（不足金塡補準備金の共済金支払への充当）

第56条　この組合は、第52条第１号から第６号までに掲げる勘定ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合には、当該勘定の不足金塡補準備金をその支払に充てるものとする。

（特別積立金の積立て）

第57条　この組合は、特別積立金として、第52条第１号から第６号までに掲げる勘定ごとに、毎事業年度の剰余金の額から不足金塡補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を積み立てるものとする。

（特別積立金の取崩し）

第58条　この組合は、第52条第１号から第６号までに掲げる勘定ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合であって、当該勘定の不足金塡補準備金をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合には、当該勘定の特別積立金を共済金の支払に充てるものとする。

２　この組合は、第52条第１号から第６号までに掲げる勘定ごとに、毎事業年度、共済金の支払に不足を生ずる場合以外の場合であって、当該勘定の不足金塡補準備金を不足金の塡補に充ててもなお不足金を生ずる場合には、当該勘定の特別積立金を当該不足金の塡補に充てることができるものとする。

３　この組合は、総代会の議決を経て、特別積立金を法第126条後段の費用並びに法第127条及び法第128条第１項の施設（損害防止のために必要な施設に限る。）をするのに必要な費用の支払に充てることができるものとする。

（家畜診療所勘定の剰余金の繰越し）

第59条　この組合は、第52条第７号の勘定について剰余が生じたときは、当該勘定において繰り越すものとする。

（業務勘定の残金の繰延べ）

第60条　この組合は、第52条第８号の勘定について残金が生じたときは、翌事業年度の業務の執行に要する経費に充てるため繰り延べるものとする。

（余裕金の運用）

第61条　この組合の余裕金の運用は、次の方法によるものとする。

（１）総代会において定めた金融機関への預貯金

（２）総代会において定めた信託業務を営む金融機関又は信託会社への金銭信託

（３）国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券、一般担保付きの社債券、公社債投資信託の受益証券又は貸付信託の受益証券の保有

（４）独立行政法人農林漁業信用基金への金銭の寄託

２　前項の規定による余裕金の運用は、同項各号の運用方法につき、それぞれ理事会において決定した額を限度として行うものとする。

附　則

（適用期日）

第１条　この定款は、令和２年６月１日から施行する。ただし、第20条第７の２号、同条第７の３号の規定は、農業保険法第73条第１項の認可（以下「農林水産大臣認可」という。）を受けた日から施行し、農林水産大臣認可を受ける日までは、第53条、第54条第１項の規定は次のとおりとする。

（支払備金の積立て）

第53条　この組合は、毎事業年度の終わりにおいて、支払備金として、次に掲げる金額の合計金額から秋田県農業共済組合連合会から受けるべき保険金及び保険料の返還金の合計金額を差し引いて得た金額を積み立てるものとする。

（１）・（２）　（略）

（責任準備金の積立て）

第54条　この組合は、毎事業年度の終わりにおいて、責任準備金として、共済責任期間（家畜共済にあっては、共済掛金期間。以下この条において同じ。）が翌事業年度にわたる共済関係について、それぞれ次に掲げる金額を積み立てるものとする。

（１）農作物共済、果樹共済又は畑作物共済については、当該事業年度の共済掛金の合計金額から秋田県農業共済組合連合会に支払う保険料の額及び共済金の仮渡額（秋田県農業共済組合連合会から保険金の仮渡しを受けた場合にあっては、当該仮渡額から保険金の仮渡額を差し引いて得た金額）の合計金額を差し引いて得た金額

（２）家畜共済又は園芸施設共済については、当該事業年度の共済掛金の合計金額から秋田県農業共済組合連合会に支払う保険料の額を差し引いて得た金額のうち、まだ経過しない共済責任期間に対する金額

（経理に関する経過措置）

第２条　第55条の規定は、令和４事業年度に係る不足金塡補準備金の積立てから適用することとし、令和元事業年度から令和３事業年度に係る不足金塡補準備金については第52条第１号に掲げる勘定にあっては共済目的の種類ごと、同条第２号及び第５号に掲げる勘定にあっては当該勘定ごと、同条第３号に掲げる勘定にあっては改正前の農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号。以下「旧規則」という。）第19条第３項第１号に規定する果樹共済保険区分ごと、第52条第４号に掲げる勘定にあっては旧規則第19条第３項第２号に規定する畑作物共済保険区分ごとに、当該勘定に係る毎事業年度の剰余金の額の２分の１に相当する金額を積み立てるものとする。

第３条　第56条の規定は、令和４事業年度に係る不足金塡補準備金の共済金支払への充当から適用し、同事業年度前の事業年度に係る不足金塡補準備金の共済金支払への充当については、附則第２条の例による。

第４条　第57条及び第58条の規定は、令和４事業年度に係る特別積立金の積立て及び取崩しから適用し、同事業年度前の事業年度に係る特別積立金の積立て及び取崩しについては、附則第２条の例による。

（総代の定数）

第５条　総代の定数は、第17条の規定にかかわらず、設立当初は298人とする。

（総代の任期）

第６条　設立当初の総代の任期は、第17条第３項において準用する第41条第１項の規定にかかわらず令和３年３月31日までとする。

（役員の定数）

第７条　役員の定数は、第35条第１項の規定にかかわらず、設立当初は理事48人、監事７人、とする。

（組合長及び副組合長）

第８条　副組合長の定数は、第37条第１項の規定にかかわらず、設立当初は５人とする。

（役員の任期）

第９条　設立当初の役員の任期は、第41条第１項の規定にかかわらず、令和３年５月31日までとする。

附　則（令和２年７月 22 日議決・令和２年８月 12 日認可）

第１条　この定款の変更は、秋田県知事の認可のあった日から施行し、令和２年９月１日以降共済責任期間が開始する共済関係から適用する。

【定款附属書】

秋田県農業共済組合総代選挙規程

（被選挙権者）

第１条　次に掲げる者は、被選挙権を有しない。

（１）未成年者

（２）心身の故障のため職務を執行することができない者

（３）破産者で復権のできない者

（４）禁錮以上の刑に処せられその執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（選挙の場所）

第２条　選挙は、総会若しくは総会外において行うものとする。

２　選挙を総会外で行うときは、附表第１に掲げる投票区、投票所及び開票所を設けて行うものとする。

（選挙区制）

第３条　総代の選挙は、選挙区ごとに行うものとする。

２　前項の選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の数は、附表第２で定める。

（選挙の期日）

第４条　任期の満了による選挙は、当該任期の満了の日の60日前から７日前までの間に行う。

２　第18条の規定による再選挙又は第20条の規定による補欠選挙は、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行う。

（選挙の通知及び公告）

第５条　この組合は、総会において選挙を行う場合には選挙期日の10日前までに、総会外において選挙を行う場合には選挙期日の20日前までに、各組合員に選挙の通知をし、かつ、５日前までに選挙の公告をするものとする。

２　前項の通知及び公告には、選挙の期日、投票の開始及び終了の時間、投票すべき場所並びに選挙する総代の数を記載するものとする。

（総代の立候補等）

第６条　組合員でなければ総代に立候補し、又は総代の候補者を推薦することができない。

２　総代に立候補しようとする者は、選挙期日の公告のあった日から選挙期日の３日前までの間に、その旨を書面をもってこの組合に届け出なければならない。

３　総代の候補者を推薦しようとする者は、本人の承諾を得て、前項の期間内に、その旨を書面をもってこの組合に届け出なければならない。

４　この組合は、総代の候補者となった者の住所及び氏名並びに立候補又は被推薦の別を、選挙期日の前日までに公告し、かつ、選挙の当日総会の会場又は投票所に掲示するものとする。

５　総代の候補者が立候補を辞退し、又は推薦の候補者でなくなった場合には、立候補し、又は推薦をした者若しくは推薦された者は、直ちにその旨を書面をもってこの組合に届け出なければならない。

６　第４項の公告のあった日以後において前項の届出があった場合には、この組合は、直ちに

その旨を公告するものとする。
7　総代は、役員の候補者及び被推薦の候補者となることはできない。
（選挙管理者等）
第７条　選挙管理者、投票管理者及び開票管理者並びに選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、選挙ごとに、組合長が理事会の議決により、組合員の中から本人の承諾を得て、それぞれ指名する。
2　第２条第２項の規定により投票区を設けたときは、前項の投票管理者及び投票立会人は、投票区ごとにこれを指名するものとする。
3　選挙管理者は開票管理者を、選挙立会人は開票立会人をそれぞれ兼ねることができる。
4　総代の候補者は、当該総代の選挙において、選挙管理者、投票管理者及び開票管理者並びに選挙立会人、投票立会人及び開票立会人となることができない。
（投票管理）
第８条　投票管理者は、投票立会人の立会いのうえ、投票を管理し、投票の終了の時間において投票を締め切り、投票箱を封印して投票立会人とともに記名押印し、開票所において開票管理者に引き渡さなければならない。
（開票管理）
第９条　開票管理者は、前条の規定による投票箱の引渡しを受けたときは、遅滞なく開票所において、開票立会人の立会いのうえ、投票箱を開き、投票を点検し、投票の効力を決定して、得票者の氏名及び得票数を選挙管理者に報告しなければならない。
（選挙管理）
第10条　選挙管理者は、前条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人の立会いのうえ、その報告を調査し、各人の得票数を計算し、当選人を決定する。
2　選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、選挙終了後遅滞なく、それぞれの担当したところに従ってその次第を記載した選挙録、投票録及び開票録を作成し、これにそれぞれの立会人とともに署名又は記名押印し、選挙録には当選人及び平均当選得票数（選挙すべき総代の数でそれぞれの有効投票の総数を除して得た数をいう。以下同じ。）の６分の１以上の得票数を得た者で当選人とならなかったものの名簿を、投票録には投票者名簿を、開票録には有効無効に区別した投票紙をその他関係書類とともに添えてこの組合に提出しなければならない。
3　第７条第３項の規定により選挙管理者が開票管理者を兼ねている場合には、開票に関する次第は、選挙録中にあわせて記載することができる。
4　第２項の規定により提出のあった書類は、少なくとも当該選挙にかかる総代の任期満了まで、この組合において保存しなければならない。
（選挙の方法）
第11条　選挙は、投票により行うものとし、投票は、組合員１人につき１票とする。ただし、候補者が選挙すべき当該総代の定数以内であるときは、投票は行わない。
2　前項の投票は、所定の投票用紙に候補者１名の氏名を自書して無記名でするものとする。
3　心身の故障により、候補者の氏名を記載することができない選挙人は、第２項及び第14条第８号の規定にかかわらず、投票管理者に申請し、代理投票をさせることができる。
4　前項の規定による申請があった場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴い

て、当該選挙人の投票を補助すべき者２人をその承諾を得て定め、その１人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する候補者１人の氏名を記載させ、他の１人をこれに立会わせなければならない。

（投票できない場合）

第12条　投票管理者が第８条の規定により投票を締め切ったときは、その後に投票することはできない。

２　組合員名簿に記載されていない者は、投票することができない。

３　選挙権を有するものであって選挙の通知を受けず、又は自己の氏名が組合員名簿に記載されていないものは、第５条に規定する選挙期日の公告の日から選挙の期日の前日までの間に、この組合に申し出なければならない。

４　前項の申出があったときは、選挙の通知又は組合員名簿の記載があったものとみなす。

（投票の拒否）

第13条　投票の拒否は、投票立会人の意見を聴き、投票管理者が決定しなければならない。

（無効投票）

第14条　次に掲げる投票は、無効とする。

（１）所定の投票用紙を用いないもの

（２）候補者の氏名以外の事項を記入したもの（職業、身分又は敬称の類を記入したものを除く。）

（３）候補者が何者であるかを確認し難い氏名を記入したもの

（４）被選挙権のない者の氏名を記入したもの

（５）１投票中に候補者２人以上の氏名を記入したもの

（６）当該選挙区に住所を有しない候補者の氏名を記入したもの

（７）第18条の規定による再選挙又は第20条の規定による補欠選挙の場合にあっては、それぞれ既に当選人となっている者の氏名又は現に総代である者の氏名を記載したもの

（８）候補者の氏名を自書しないもの

第14条の２　同一の氏名、氏又は名の候補者が２人以上あるときはその氏名、氏又は名のみを記入した投票は、前条第３号の規定にかかわらず有効とする。

２　前項の有効投票は、当該候補者のその他の有効得票数に応じて按分し、それぞれこれを加えるものとする。

（当選人）

第15条　有効投票（選挙区ごとの有効投票。以下同じ。）の最多数を得た者以下所定の員数までの者を当選人とする。ただし、平均当選得票数の６分の１以上の得票数がなければならない。

２　当選人を定めるに当たり得票数が同じ場合には、選挙管理者は、選挙立会人の立会いのうえ、くじで定めるものとする。

３　第11条第１項ただし書の規定により投票を行わなかった場合は、当該候補者を当選人とする。

（当選人決定の通知及び公告）

第16条　当選人が決定したときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知しなければならない。

２　前項の通知を発した日から５日以内に当選を承諾する旨を記載した書面の提出がないときは、この組合は、当選人が当選を辞したものとみなす。
３　前項の場合、当選人が被選挙権を失い、若しくは死亡した場合又は法第 213 条の規定による当選の取消しがあった場合には、選挙管理者は、直ちに前条の例によって当選人を定めなければならない。
４　選挙管理者は、第２項の期間満了の日の翌日当選人の住所及び氏名を公告しなければならない。前項の規定により変更があったときも同様とする。

（就任）

第17条　当選人は、前条第４項の公告の日、前任者の任期満了の日の翌日又は当該選挙が知事の認可を停止条件とする場合は認可のあった日の翌日のいずれか最も遅い日に、総代に就任するものとする。

（再選挙）

第18条　当選人がない場合、所定の員数に満たない当選人しか得られない場合（第16条第３項の規定により当選人を定めることができる場合を除く。）又は有効投票数が投票権者総数（選挙区ごとの投票権者総数）の５分の１に達しない場合には、不足する員数についての再選挙を直ちに行わなければならない。
２　前項の場合には、前条までの規定を準用する。

（総代の欠けた場合の繰上補充）

第19条　総代の欠員が当該総代の選挙の期日から６か月以内に生じた場合において、平均当選得票数の６分の１以上の得票数を得た者で当選人とならなかったものがあるときは、組合長は、第15条の例により、当選人を定めなければならない。
２　前項の場合には、第 16 条及び第 17 条の規定を準用する。

（補欠選挙）

第20条　選挙区ごとに定める総代の全部又は一部が欠けた場合には、前条の規定により当選人を定めることができるときを除き、当該選挙区ごとに、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が当該選挙区の定数の３分の１未満であるとき又は総代に欠員を生じた時が総代の任期満了前３か月以内であるときは、総代の総数が30人未満となったときを除き、補欠選挙を行わないことができる。
２　前項の場合には、前条までの規定を準用する。

附表第１　投票区、投票所及び開票所

投　　票　　区	投票所	開票所
鹿角市　花輪、尾去沢、八幡平地区	各投票区において組合が指定する場所	組合が指定する場所
鹿角市　十和田地区、小坂町		
大館市　大館、釈迦内、長木、花矢、田代地区		
大館市　下川沿、上川沿、真中、二井田、十二所、比内地区		
北秋田市　鷹巣、西部、綴子地区		
北秋田市　栄、沢口、七日市地区		
北秋田市　森吉地区		
北秋田市　阿仁地区		
北秋田市　合川地区		
上小阿仁村		
能代市　榊、扇渕、東雲、浅内、常盤、桧山、鶴形地区		
能代市　二ツ井町地区、八峰町、藤里町		
三種町　琴丘、山本、八竜地区		
男鹿市　船川、男鹿中、北浦、戸賀地区		
男鹿市　船越、脇本、五里合地区		
男鹿市　若美地区		
五城目町		
潟上市　昭和地区		
潟上市　飯田川地区		
潟上市　天王地区		
八郎潟町		
井川町		
秋田市　金足、下新城地区		
秋田市　上新城、飯島、土崎、寺内、外旭川地区		
秋田市　旭川、太平地区		

投　　票　　区	投票所	開票所
秋田市　下北手、広山田地区	各投票区において組合が指定する場所	組合が指定する場所
秋田市　上北手、牛島、川尻、仁井田、四ツ小屋地区		
秋田市　浜田、下浜、豊岩地区		
秋田市　河辺和田、豊島地区		
秋田市　河辺岩見三内地区		
秋田市　雄和川添、種平、戸米川地区		
秋田市　雄和大正寺地区		
由利本荘市　本荘地区		
由利本荘市　西目地区		
由利本荘市　由利地区		
由利本荘市　矢島地区		
由利本荘市　鳥海地区		
由利本荘市　東由利地区		
由利本荘市　大内地区		
由利本荘市　岩城地区		
にかほ市　仁賀保地区		
にかほ市　金浦地区		
にかほ市　象潟地区		
大仙市　大曲、花館、四ツ屋地区		
大仙市　内小友、大川西根地区		
大仙市　藤木、角間川地区		
大仙市　中仙地区		
大仙市　神岡地区		
大仙市　西仙北地区		
大仙市　協和地区		

投　　票　　区	投票所	開票所
大仙市　南外地区	各投票区において組合が指定する場所	組合が指定する場所
大仙市　仙北地区		
大仙市　太田地区		
仙北市　角館地区		
仙北市　田沢湖地区		
仙北市　西木地区		
美郷町　六郷地区		
美郷町　仙南地区		
美郷町　千畑地区		
横手市　横手、山内地区		
横手市　増田、十文字地区		
横手市　平鹿、大雄地区		
横手市　雄物川、大森地区		
湯沢市　湯沢、雄勝地区		
湯沢市　稲川、皆瀬地区、東成瀬村		
羽後町		

附表第２　選挙区及び総代定数

第１期　任期　令和２年７月１日～令和３年３月 31 日

選　　挙　　区	総代定数（人）
鹿角市　花輪、尾去沢、八幡平地区	5
鹿角市　十和田地区、小坂町	4
大館市　大館、釈迦内、長木、花矢、田代地区	5
大館市　下川沿、上川沿、真中、二井田、十二所、比内地区	6
北秋田市　鷹巣、西部、綴子、栄、沢口、七日市地区	4
北秋田市　森吉、阿仁、合川地区、上小阿仁村	4
能代市　榊、扇渕、東雲、浅内、常盤、桧山、鶴形地区	5
三種町　琴丘、山本、八竜地区	6
能代市　二ツ井町地区、八峰町、藤里町	5
男鹿市	6
五城目町、八郎潟町、井川町	7
潟上市	5
秋田市　金足、下新城、上新城、飯島、土崎、寺内、外旭川、旭川、太平地区	6
秋田市　下北手、広山田、上北手、牛島、川尻、仁井田、四ツ小屋、浜田、下浜、豊岩地区	5
秋田市　河辺、雄和地区	6
由利本荘市　本荘・西目・東由利地区	２３
由利本荘市　由利・矢島・鳥海地区	２５
由利本荘市　大内・岩城地区	１４
にかほ市　　仁賀保・金浦・象潟地区	１４
大仙市　大曲地区	１５
大仙市　中仙地区	8
大仙市　神岡、南外地区	7
大仙市　西仙北地区	8
大仙市　協和地区	5
大仙市　仙北地区	6
大仙市　太田地区	7
仙北市　角館、西木地区	7
仙北市　田沢湖地区	6

選　　挙　　区	総代定数（人）
美郷町　六郷地区	4
美郷町　仙南地区	7
美郷町　千畑地区	8
横手市　横手、山内地区	8
横手市　増田、十文字地区	7
横手市　平鹿、大雄地区	9
横手市　雄物川、大森地区	8
湯沢市　湯沢、雄勝地区	9
湯沢市　稲川、皆瀬地区、東成瀬村	7
羽後町	7
計	２９８

第２期以降

選　　挙　　区	総代定数（人）
鹿角市　花輪、尾去沢、八幡平地区	5
鹿角市　十和田地区、小坂町	4
大館市　大館、釈迦内、長木、花矢、田代地区	5
大館市　下川沿、上川沿、真中、二井田、十二所、比内地区	7
北秋田市　鷹巣、西部、綴子、栄、沢口、七日市地区	4
北秋田市　森吉、阿仁、合川地区、上小阿仁村	4
能代市　榊、扇渕、東雲、浅内、常盤、桧山、鶴形地区	6
三種町　琴丘、山本、八竜地区	6
能代市　二ツ井町地区、八峰町、藤里町	6
男鹿市	7
五城目町、八郎潟町、井川町	7
潟上市	6
秋田市　金足、下新城、上新城、飯島、土崎、寺内、外旭川、旭川、太平地区	5
秋田市　下北手、広山田、上北手、牛島、川尻、仁井田、四ツ小屋、浜田、下浜、豊岩地区	4
秋田市　河辺、雄和地区	5
由利本荘市　本荘・西目・東由利地区	7
由利本荘市　由利・矢島・鳥海地区	7
由利本荘市　大内・岩城地区	4
にかほ市　　仁賀保・金浦・象潟地区	5
大仙市　大曲地区	7
大仙市　中仙、仙北、太田地区	１１
大仙市　神岡、南外、西仙北、協和地区	１０
仙北市　角館、西木、田沢湖地区	7
美郷町　六郷、仙南、千畑地区	１０
横手市　横手、山内地区	7
横手市　増田、十文字地区	7
横手市　平鹿、大雄地区	9
横手市　雄物川、大森地区	8
湯沢市　湯沢、雄勝地区	１１
湯沢市　稲川、皆瀬地区、東成瀬村	8
羽後町	8
計	２０７

【定款附属書】

秋田県農業共済組合役員選任規程

（役員選任総代会の期日）

第１条　役員の任期満了による選任は、役員の任期満了の日の60日前から７日前までの間に行う。

２　第７条の規定による再選任又は第８条の規定による補欠選任は、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行う。

（選任の方法）

第２条　役員は、総代会の議決によって選任する。

２　前項の議決は、総代の半数以上が出席し、その議決権の３分の２以上の多数によらなければならない。

３　定款第31条第２項において準用する定款第23条第２項本文後段の規定は、第１項の規定による役員の選任については、適用しない。

（選任議案の提出）

第３条　役員の選任に関する議案は、組合長が総代会に提出する。

２　組合長は、役員の選任に関する議案を総代会に提出するには、附表第３で定める区域ごとに、その区域内に住所を有するこの組合の組合員であってその区域内に住所を有するこの組合の組合員を代表するものとして選ばれた者をもって構成する推薦会議において推薦された者につき、議案を作成しなければならない。

３　２人以上の役員を選任する場合においては、役員に推薦された者につき、理事に推薦された者と監事に推薦された者とを区分するときを除き、区分して議案を作成してはならない。

（候補者の承諾）

第４条　推薦会議は、前条第２項の規定により役員の候補者を推薦しようとするときは、あらかじめ、本人の承諾を得ておかなければならない。

（役員の候補者にすることのできない者）

第５条　次に掲げる者は、役員の候補者とすることができない。

（１）未成年者

（２）心身の故障のため職務を執行することができない者

（３）破産者で復権のできない者

（４）禁錮以上の刑に処せられその執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（通知及び公告）

第６条　役員の選任に関する議案が総代会において可決されたときは、組合長は、直ちに役員に選任された者（以下「被選任者」という。）にその旨を通知し、同時に被選任者の住所及び氏名並びに理事又は監事の別を公告しなければならない。

２　被選任者は、前項の公告の日、前任者の任期満了の日の翌日又は当該選任が知事の認可を停止条件とする場合は認可のあった日の翌日のいずれか最も遅い日に、役員に就任するものとする。

（再選任）

第７条　被選任者が第５条第２号から第４号までの一に該当することとなったこと若しくは死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなかった場合又は法第213条の規定による決議の取消しの結果、被選任者がなくなり、若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき再選任を行わなければならない。

２　前項の場合には、前条までの規定を準用する。

（補欠選任）

第８条　役員の全部又は一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が理事の定数の３分の１未満であるとき若しくは監事の定数の３分の２未満であるとき又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前３か月以内であるときは、理事が４人以下、監事が１人となったときを除き、次の通常総代会まで補欠選任を行わないことができる。

２　前項の場合には、前条までの規定を準用する。

（総会の議決による選任）

第９条　総代会が定款第36条第２項による議決を行ったときは、総会において役員の選任を行うものとする。

２　前項の場合には、前条までの規定を準用する。この場合において「総代会」とあるのは「総会」、「総代」とあるのは「組合員」と読み替えるものとする。

附表第３　推薦人選任区

区　　域
鹿角市、小坂町
大館市
北秋田市、上小阿仁村
能代市、八峰町、藤里町、三種町
男鹿市、五城目町、八郎潟町、井川町、潟上市、秋田市
由利本荘市
にかほ市
大仙市
仙北市
美郷町
横手市
湯沢市、羽後町、東成瀬村